

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 27 日現在

機関番号：16301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2013

課題番号：21520721

研究課題名(和文) スペイン領フィリピン社会における変動期の諸相 「マニラ公正証書原簿」の研究

研究課題名(英文) Changing Colonial Lives in the Spanish Philippines, 1790-1810: Looking through the Protocolo de Manila Documents

研究代表者

菅谷 成子 (SUGAYA, Nariko)

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号：90202126

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円、(間接経費) 1,050,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまで必ずしも十分に活用されてこなかったフィリピン国立文書館所蔵の「マニラ公正証書原簿」(各公証人による公正証書の登録簿)のうち、スペイン領フィリピン社会の変動期(近代移行期)にあたる18世紀末葉～19世紀早期にかかるものについて調査・収集し、その内容を精査することをおして、人びとの日常生活の諸相を把握し、当該期のスペイン領マニラ社会の諸相の一端を解明した。

本研究では「マニラ公正証書原簿」に登録されている「公正証書」の内容が当時の植民地の社会経済構造の変容を反映していることから、スペイン領フィリピン社会、特にスペイン領マニラの歴史研究に有用な史料群であることも確認された。

研究成果の概要(英文)：This study is to look into colonial lives in Spanish Manila in transition, namely, 1790-1810. For this, "Protocolo de Manila" documents, or notarial deeds, preserved in the National Archives of the Philippines (NAP) were examined. The Protocolo de Manila documents, which have only partially been utilized, prove to be a rich source of information on colonial lives as they contain such as, powers of attorney, last wills, sales contracts, and IOU's.

Based on the analysis of the notarial deeds, this study shows that colonial people were well adjusted to the changing socio-economic environment of the day, particularly brought about by the expanding foreign trade based on a growing export economy. As part of its process was the decline of the Chinese carrying trade with Fujian. Manila Chinese who used to derive profits from the Fujian-Manila trade had to seek new economic opportunities for their living. Some of them ventured to invest in the Sulu-Manila trade.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：東南アジア史 フィリピン マニラ スペイン植民地

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究代表者は、過去 20 年以上にわたって、スペイン領フィリピン、特にスペイン領マニラの歴史研究に従事してきた。

(2) そのなかで、スペイン植民地都市マニラについて、スペイン領フィリピン社会の変動期という文脈に位置づけつつ、当該期のマニラを構成する重要な住民であった「中国人移民」および、その混血の子孫である「中国系メスティーソ」をキーワードに、彼らの営為を明らかにすることを通して、その都市としての発展の諸相を跡づけてきた。

(3) さらに、平成 17-20 年度に採択された(基盤研究(C))『マニラ公正証書原簿』に見るスペイン領フィリピン社会の変動期に関する研究(17520475)において、「マニラ公正証書原簿(Protocolos de Manila)」を網羅的な分析対象として、当該期のマニラにおける多様な都市住民の日常的営為を具体的に解明することに着手した。

(4) これによって、これまでの「中国系住民」(移民およびメスティーソ)をキーワードとした植民地都市マニラの歴史研究を相対化し、かつ深化させることを目指している。

(5) 本研究代表者は、直接的には、上記の(基盤研究(C))による「マニラ公正証書原簿」の収集・分析による成果を基礎として、その分析手法および視角を見直しつつ、スペイン領マニラ研究の一層の深化・発展を図るために、引続いて、歴大な「マニラ公正証書原簿」の全容に迫ることの必要性を認識した。これが、本研究の着手時の学術的背景である。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、東南アジア史における近世(early modern)から近代への移行期、総体として、現代において「伝統社会」とみなされるものが形成したとされる 18 世紀から 19 世紀早期の文脈に、スペイン領フィリピンの歴史を位置づけ、検討することを可能にすることを旨とする。そのため、当該期のスペイン領フィリピン、特にスペイン領マニラの具体的な歴史像を提供することを旨とするものである。

(2) 本研究では、そのため、スペイン領フィリピン社会の変動期一近世から近代への移行期一の具体的諸相を、これまで総じて断片的にしか利用されてこなかったフィリピン国立文書館(Pambansang Sinupan ng Pilipinas, National Archives of the Philippines, NAP)所蔵の未刊行手稿文書群である「マニラ公正証書原簿」を系統的な分析対象とすることを通じて解明する。

(3) 本研究は、上記の史料状況に鑑みて、

各公証人の手になる「マニラ公正証書原簿」の整理・分析作業を基礎にして、詳細な文書内容を紹介することで、当該期のスペイン領マニラを解明する有用な歴史史料として、今後の活用に資する基礎を提供することも目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、フィリピンにおける「マニラ公正証書原簿」の調査・収集作業と、日本における整理、解読、翻訳および分析作業が中心となる。

(2) フィリピン国立文書館での「マニラ公正証書原簿」の調査・収集作業においては、当該の文書の保存状態を確認して、デジタルカメラでの撮影、筆写、電子複写のうちから適切な方法で収集する。

(3) 整理・分析作業においては、本研究代表者が、過去、数次わたってフィリピン国立文書館、その他の文書館等で収集した関連史料を相互参照することにより、「マニラ公正証書原簿」を相対化する。また、フィリピンおよび日本において関連文献の収集を行い、最新の研究動向にも注意を払いつつ、整理・分析等の作業を進める。

(4) 研究途上において、研究成果の一部を国内外の研究会や会議で報告し、専門家との意見交換をすることにより、研究内容や方法を深化させる。

その実践の一例として、アメリカ合衆国ミンガン州立大学で開催された第 9 回国際フィリピン研究会(ICOPHIL-9)に出席し、フィリピン研究者との意見交換を行って、研究の進め方を検討した。

(5) 本研究期間において、フィリピン国立文書館において、「マニラ公正証書原簿」の調査および収集を行ったのは、以下のようである。

2010 年 3 月 13-21 日

2010 年 11 月 29-12 月 12 日

2012 年 3 月 10-21 日

2013 年 2 月 8-16 日

2013 年 11 月 29 日-12 月 8 日

4. 研究成果

(1) 本研究では、フィリピン国立文書館所蔵の「マニラ公正証書原簿」のうち特に 18 世紀末葉から 19 世紀初葉のスペイン領フィリピン社会の変動期にかかるものを、可能な限り、網羅的に収集し、その内容について検討を行った。

(2) ここでは、当該の「マニラ公正証書原簿」から判断するに、少なくとも、本研究が

対象とする変動期に該当する 1789 年～1810 年まで、マニラの公証人として活動したマヌエル・デル・カスティーリョにかかる「公正証書原簿」を例にとって、その成果の一部を紹介する。

(3) 一例として、1803 年にかかる「公正証書原簿」(SDS19806)は、158 葉の証印用紙からなり、176 契約文書(無効文書 8 件を含む)が掲載されている。約定の日付は、1803 年 1 月 16 日～12 月 1 日にわたっている。

これら 176 契約文書のうち、内容別に示すと以下のようなものである。

代理人契約関係文書 59 件
契約解除文書 50 件
売買契約文書 17 件
貿易資金貸借関係文書 8 件
借家・借地関係契約文書 6 件
担保契約文書 4 件
公正証書遺言 4 件
持参金文書 3 件
保証関係文書 3 件
辞任関係文書 2 件
その他 12 件(財産権譲渡、買戻、融資、報酬、貸金受領等)

このうち、契約解除文書(cancelación)は、概ね、過去の貿易資金貸借関係文書に連動するもので、当該資金が出資者/融資者に返済されたことにより、契約を解除したものである。

また、上記の「貿易資金貸借文書」とは、貿易資金の調達にかかわるもので、すなわち、貿易投資・出資にかかる金銭貸借契約であった。

(4) スペイン領フィリピンのマニラは、1571 年にスペインがマニラ市を設置して以来、スペイン本国、アメリカ大陸とアジア(中国)とを太平洋経由で結びつける結節点であった。すなわち、スペイン領フィリピンにおけるスペイン人の活動の根幹をなしたマニラ・アカプルコ貿易の維持・運営において、貿易資金の調達は不可欠なものであった。

(5) カスティーリョによる上記の 1803 年の「公正証書原簿」を含め、ほぼ同時期に公証人を務めた、ピセンテ・ゴンサーレス・デ・タグレ、ミゲル・ホセ・フローレス、エンリケ・ルセア・イ・カマチョ、フェルミン・ホセ・レイエスによる「公正証書原簿」によれば、貿易資金貸借文書を通覧して検討すると、世界史上、「海上貸付」の形式にあたるものであった。

(6) 「海上貸付」とは、投資/融資者が航海途上の「海上の危険(リスク)」を負うタイプの契約で、帰帆時の利率が高く設定されているものであり、出資者にとっての保険の

機能も果たしていた。

(7) 「マニラ公正証書原簿」によれば、貿易船の行き先を問わず、往復の「航海上の通常の危険」は出資者/融資者が負担した。一方、約定者(融資を受けた者)は、通常 2 名の保証人を立て、帰帆後 15 日で元本および利息を返済することとされ、契約書には、保証人とともに署名をした。

(8) 出資者/融資者には個人もあったが、宗教慈善財団(オプラス・ピラス)が融資することも多かった。その際は、「高利貸(ウスラ)」が建前として禁止されていたため、公正証書の本文では当該の融資にかかる利率は明示されなかった。

(9) マニラ・アカプルコ貿易の利率は、年度により必ずしも一定していなかったが、概ね 30-50 パーセントで変動していた(約定者、保証人は全てスペイン人である)。一方、目的地が中国(福建省アモイ、マカオ、カントン等)の場合は、15 パーセント程度のこともあったが、東南アジア各地、インドの場合は、概ね 16-22 パーセントで、一般に距離が大きいほど、利率が高かった。

(10) 「海上貸付」は、16 世紀以来、ジェノヴァ商人がアメリカ・アジア貿易に投資して広く利用された歴史があり、東アジアの銀の移動の手段であった(岡美穂子、2010 年)。

(11) 本研究により、19 世紀初葉に至るまで、少なくともスペイン領マニラでは、この方式での貿易資金の調達がなされていたことが明らかになった。その一方、「海上貸付」がいつまで行われたのか、その終期を確認する作業の必要性も明らかになった。

(12) 次に、「マニラ公正証書原簿」の各契約の約定者は、スペイン人に限定されることはなく、男女も問わないものであった。スペイン領フィリピンには、16 世紀以来、マニラ・アカプルコ貿易に関連して、中国帆船による福建・マニラ間貿易が興隆し、これに関連して移民を含めて多数の中国人が来島した。

(13) しかしながら、18 世紀中葉(-1780 年代)にかかる「公正証書原簿」と比較すると、今回、分析の主対象とした 18 世紀末葉から 19 世紀初葉にかかるものでは、中国人のかかわる件数が全体として減少する傾向がある。例えば、上記の 1803 年にかかる契約文書のうち、明示的に中国人がかかわったのは 1 件のみである。

(14) また、その契約内容に着目すると、福建貿易にかかる資金を中国人が約定者となってスペイン人から融資を受ける契約が見

られなくなる。その一方、マニラ在住の中国人がスペイン人等に委託して中国より商品を取寄せる契約、フィリピン南部のスルー貿易にかかる資金調達に関する文書が見られるようになる。また、中国人による「公正証書遺言」も見られなくなる傾向がある。

(15)これは、変動期におけるスペイン領マニラにおける社会経済構造、とくに貿易構造の変容を反映するものであるとともに、おそらく19世紀に入ると、マニラ・ピノンド地区における中国人自治組織である「グレミオ」が本格的に機能することになり、中国人が「遺言」等の作成にあたって、必ずしもスペインの公正証書の制度を利用する必要がなくなったこともあるのではないかと推測される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

SUGAYA Nariko. "Spanish Colonial Manila in Transition: Trade and Society at the Turn of the Nineteenth Century." 『愛媛大学法文学部論集(人文学科編)』36号、2014年、19-32頁(査読なし)

菅谷 成子「19世紀転換期におけるスペイン領マニラのコスモポリタン性-貿易の自由化と多角化-」『記憶とアイデンティティの形成-地域の記憶、国民の記憶、植民地の記憶』(平成24年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長裁量経費研究成果報告書) 2013年、54-61頁(査読なし)

菅谷 成子「スペイン領フィリピンのコスモポリタン性と『他者』-19世紀初期における植民地社会の諸相-」『文化伝統の継承とアイデンティティ形成-記憶の場の比較研究』(「文化伝統の継承とアイデンティティ形成」研究プロジェクト報告書) 2012年、84-92頁(査読なし)

菅谷 成子「『トンドの謀議』をめぐる一考察-スペイン領フィリピン成立の断章-」『愛媛大学法文学部論集(人文学科編)』32号、2012年、33-54頁(査読なし)

菅谷 成子「スペイン領フィリピンのコスモポリタン性と『他者』」『文化伝統の継承とアイデンティティ形成-記憶の場をめぐって』(「文化伝統の継承とアイデンティティ形成」研究プロジェクト報告書) 2011年、60-65頁(査読なし)

菅谷 成子「スペイン領フィリピンにお

ける他者認識-中国人統治をめぐって-」『文化伝統の継承に関する総合的研究-衝突と創生』(「文化伝統の継承に関する総合的研究」プロジェクト報告書) 2010年、100-108頁(査読なし)

[学会発表](計 5 件)

SUGAYA Nariko. "Colonial Lives in Spanish Manila at the Turn of the Nineteenth Century." Philippine Studies Conference in Japan (PSCJ) 2014. 2014年2月28日、京都大学東南アジア研究所。

SUGAYA Nariko. "Spanish Colonial Manila in Transition: Trade and Society at the Turn of the Nineteenth Century." The 9th International Conference on Philippine Studies (9th ICOPHIL). 2012年10月29日、Michigan State University, East Lansing, MI, USA.

SUGAYA Nariko. "Economic Life in Spanish Manila in the Transitional Period, ca. 1780-1820." 第57回国際東方學者會議, 2012年5月25日、東京、日本教育会館。

菅谷 成子「19世紀転換期におけるスペイン領マニラ社会の諸相」, 第3回メキシコ市研究ワークショップ「東西交流史研究の新たな視角-九州とヌエバ・エスパーニャの間」, 2012年4月21日、佐賀県有田町生涯学習センター。

菅谷 成子「フィリピン国立文書館蔵『マニラ公正証書原簿』について」, 中国四国歴史地理学協会大会, 2009年7月5日。

[図書](計 1 件)

菅谷 成子「転換期スペイン領マニラ社会の諸相-19世紀初頭のマニラ税関文書を読む-」愛媛大学「資料学」研究会編『歴史の資料を読む』創風出版社、2013年、164-184頁(査読なし)

6. 研究組織

(1)研究代表者

菅谷 成子 (SUGAYA Nariko)

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号: 90202126